

久木野教授はありのままの勤務時間を記載して「勤務時間報告書」を提出したところ、 県立大学よりハラスメントを受けることに、……………今も続く大学のハラスメント(その2)

県立大学理事である百岳事務局長名により4月9日に久木野教授に届けられた質問文書に対して、久木野教授は労働法専門家の方々からの助言にしたがって「回答書」を作成し、県立大学太田博道 理事長宛に返信しました。提供いただいたその「回答書」も本サイトに掲載します。

労働法の専門家に確認したところでは、長崎県公立大学法人理事兼シーボルト校事務局長・百岳利晴 の名による「年次有給休暇の申請がなされないまま、勤務時間に勤務をしていない」ことを告げた先の質問文書は「労働法における労働時間制度と年休制度についての、看過できない誤解にもとづくもの」であり、また、「百岳氏がいう、10分間などの時間について、年次有給休暇を申請するという指示はあり得ないし、そのようにいうことが労基法違反の指示に他ならない。」のだそうです。百岳氏の「質問文書」は久木野教授に対してだけ届けられたものか(そうだとすると正に個人へのハラスメント)、あるいはまた、全教員の勤務時間を把握するためであったはずの「勤務時間報告書」は適法に提出されていたのか(もし、大学事務局が教員の勤務実態と関わりなく勤務時間報告書にハンコだけ押してくださいというような説明をして集めたのであれば、文書偽造の教唆あるいは間接正犯として担当者の犯罪行為となるそうです)、が今後の注目点です。